○本庄市水道事業審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、本庄市水道事業審議会の組織及び運営に関し必要な事項を 定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本庄市の水道事業について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本庄市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任</u> 期間とする。

(委員)

- 第5条 委員は、次に掲げる者のうちから必要な都度、市長が委嘱する。
 - (1) 市議会の議員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 水道使用者

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。